

「公営企業の公共施設等運営事業に係る会計処理に関する研究会」 開催要綱

1. 趣 旨

PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号))の改正により導入された公共施設等運営事業に関して、その導入状況を踏まえ、公営企業会計における会計処理に関する検討を行う。

2. 名 称

本研究会は、「公営企業の公共施設等運営事業に係る会計処理に関する研究会」(以下、「研究会」という。)

3. 構 成 員

別紙構成員名簿のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 研究会に、座長1人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 研究会は原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとするができる。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5. 開催日程

令和2年2月に開催する。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課が行う。

公営企業の公共施設等運営事業に係る会計処理に関する 研究会 構成員名簿

【座長】

すずき ゆたか
鈴木 豊 青山学院大学名誉教授

【構成員】

すずき しきと
鈴木 識都 日本公認会計士協会公会計委員会 地方公会計・監査検討専門委員会専門委員

たにぐち しんすけ
谷口 信介 日本公認会計士協会公会計委員会 地方公会計・監査検討専門委員会専門委員

やまざき あきら
山崎 昭 浜松市 上下水道部次長兼上下水道総務課長

(敬称略、構成員は五十音順)